令 和

力く道だより

2024.2 vol.02



道月 料か

金を改定し

なす

沼津のおいしい水は、 世界遺産富士山からの恵みである、 豊かで良質な地下水等を 自然水に近い状態でお届けし 皆様のくらしを潤しています

水道事業は、水道水を安定して供給するため、皆様からの料金等により運営されていま す。今回の水道料金改定は、生活に不可欠な水道事業を将来にわたって持続していくた めに必要なご負担をお願いするものです。

※沼津市水道事業は、清水町全域を給水区域としています。

■ ①料金改定、パンフレットについて	沼津市水道総務課	055-934-4862
切得金成定、パクラレットについて	suido-so@city.numazu.lg.jp	
②新旧の水道料金について	沼津市水道サービス課	055-934-4853
	suido-sa@city.numazu.lg.jp	
③水道工事の予定等について	沼津市上水道工務課	055-934-4857
	jousui-ko@city.numazu.lg.jp	
④下水道の計画や工事の予定等について	清水町都市計画課	055-981-8222
	gesui@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	

水道料金改定の背景

●水道料金で支えられている

地方公営企業である水道事業は、「独立採算制」 が原則となっており、安定的に水道水を供給する ための経費は、皆様からの水道料金で賄われてい ます。

●厳しい経営状況

これまでも、収入確保策や支出削減策などの経営努力に取り組んでいますが、人口減少や節水意識の浸透等により収入が減少傾向にある中、特に令和3年度後半から電気料金が高騰したことにより、急激に経営が悪化しました。

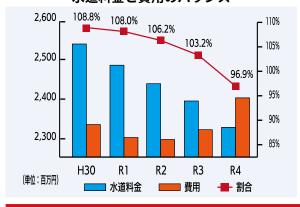
今後、老朽化対策等を計画的に行う必要がありますが、そのための建設改良費を確保できず、着 実な施設整備への影響が懸念される、大変厳しい 経営状況にあります。

●費用が収入を上回っている

令和4年度において水道料金と費用の割合が、 初めて100%を下回り、水道料金で給水に係る 費用を賄えない状況となりました。

主要な収入である水道料金が、日常の給水等に係る費用を下回っており、バランスがとれていない状況です。

水道料金と費用のバランス



●施設整備の必要性

水道事業は、給水開始後、約70年が経過しました。

今後も、安定的・持続的に、また災害発生時に おいても被害を最小限にとどめたうえで、水をお 届けできるよう、老朽化が進む水道施設の計画的 な更新や耐震化を進めていく必要があります。

●今後の建設改良工事等の見込み

大規模な施設が多いことに加え、地形や地質的 特性から、施設整備に莫大な費用と時間がかかり ます。



今後の建設改良工事等の見込み



水道料金改定の必要性

- ●収入が減少傾向にある中、電気料金の高騰等により経営が悪化
- ●経営改善に向けて収入の確保や支出削減等に取り組んでいますが、現在の水道 料金では費用を賄えない状況
- ●水道水を安定的に供給するためには、施設整備が必要

今後も安定的に事業を運営していくために主な収入である水道料金を改定 ※今後も引き続き経営努力を行います。

水道料金改定までの経緯

経営状況を踏まえた適正な料金体系等について、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会(※1)か らの答申を踏まえ、改めて改定の内容を検討し、沼津市議会の議決を経て決定しました。 (使用者の負担に配慮して、2段階での改定となります。)



答申のポイント

- ●令和6年7月からの改定が妥当
- ●水道料金=平均改定率 39.5%
 - ・純利益の確保
 - ・給水収益が給水に係る費用を上回る
 - ・内部留保資金を確保
 - ・企業債残高の上昇をできるだけ抑制

使用者の負担に配慮し、 審 2段階で決定 議 会 令和6年7月 の 答 令和7年1月 # (平均改定率 35.9%) 慮 T 検 討

及び

(※1)沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会は、沼津市長の諮問を受け、料金を含む経営全般について審議するため、H26年に 常設化された沼津市の附属機関です。

改定時期の料金計算方法

水道の検針は2カ月ごと、奇数月に実施します。検針期間が改定日をまたぐ場合は、現料金で計算した 料金と新料金で計算した料金を使用日数で按分し、水道料金を算定します。

令和6年7月分料金の計算例



水道料金を

段 階 的 に

利用する皆様への急激な負担の増加を緩和するために、 2段階で改定を行います。

令和6年7月から

-般的な家庭で

340円 令和7年1月から の値上げとなります。

330 B

<水道料金の改定内容>

◆一般的な家庭の使用水量1カ月20㎡では

令和6年7月1日から 1,950円 (+340円)

令和7年1月1日から 2.280円 (+330円)



改定額比較表(1カ月あたり、税込み)

用途	口径		現料金	新料金	
н ж				令和6年7月から	令和7年1月から
一般用	基本料金	13mm	460円		
		20mm		570円	680円
		25mm			
		30mm	1,400円	1,750円	2,100円
		40mm	2,600円	3,250円	3,900円
		50mm	4,800円	5,950円	7,100円
		75mm	10,100円	12,550円	15,000円
		100mm	16,500円	20,500円	24,500円
		150mm	39,300円	48,800円	58,300円
	超過料金(m³)		115円	138円	160円
公衆浴場用	基本料金		2,100円	2,600円	3,100円
	超過料金(m³)		46円	55円	64円
船舶及び臨時用	1㎡ごと		376円	455円	533円

※使用水量10㎡/月までが基本料金で、11㎡から1㎡ごとに超過料金が加算されます。

※水道料金は、2カ月ごとに水道メーター検針を行い、2カ月分をまとめた金額で請求します。

※お使いの水道メーター口径は、検針時にお届けしている「使用水量等のお知らせ」(検針票)でご確認いただけます。

一般的な家庭(口径13·20·25mm) 1カ月あたりの現料金との比較

使用水量	現料金	新料金	(令和6年7月から)	新料金	(令和7年1月から)
10m³	460円	570円	(+110円)	680円	(+110円)
20m³	1,610円	1,950円	(+340円)	2,280円	(+330円)
30m²	2,760円	3,330円	(+570円)	3,880円	(+550円)
40m³	3,910円	4,710円	(+800円)	5,480円	(+770円)
50m²	5,060円	6,090円	(+1,030円)	7,080円	(+990円)
60m²	6,210円	7,470円	(+1, 260円)	8,680円	(+1, 210円)